

令和8年9月9日

各 位

和歌山労働局雇用環境・均等室長

令和8年10月1日施行「ハラスメント防止対策の強化」に
関する規定例について（掲載先案内）

平素より、労働行政の円滑な推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年10月1日より、改正労働施策総合推進法及び改正男女雇用機
会均等法が施行され、事業主におけるハラスメント防止対策が一層強化される
こととなりました。

これに伴い、ハラスメント防止対策に関する規定例を和歌山労働局のホー
ムページに掲載しましたので御案内いたします。

あわせて、「あかるい職場応援団」のダウンロードページにも掲載してお
ります。

つきましては、傘下の事業主等において、規定例を活用した就業規則及び周
知文の作成等により、ハラスメント対策が整備されるよう、積極的な周知に格
別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

和歌山労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/newpage_00076.html

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

担 当	和歌山労働局雇用環境・均等室 担当 川嶋 楠井 岩瀬 TEL：073-488-1170 メールアドレス：30shidou@mhlw.go.jp
--------	--